

宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業

申請受付期間・補助事業実施期間を延長します！

東京都と公益財団法人東京観光財団は、宿泊事業者が3密の回避など「新しい日常」への対応に向けて取り組む、非接触型サービスの導入支援を実施しています。今回、申請受付期間及び補助事業実施期間を延長することとしましたので、お知らせします。

変更点

- 申請受付期限 (変更前) 令和2年11月30日(月)まで
(変更後) 令和2年12月28日(月)まで
- 補助対象期間 (変更前) 交付決定日から令和3年1月15日(金)まで
(変更後) 交付決定日から令和3年2月15日(月)まで

募集の概要

1 補助対象者 都内の宿泊施設を運営する宿泊事業者

2 支援内容

都内宿泊施設における感染拡大防止策に対する支援

(1)アドバイザー派遣 宿泊事業者が3密の回避など「新しい日常」への対応に向けて取り組む際、希望者には専門家がアドバイスをを行います。上限5回(無料)

(2)施設整備等に対する補助

①主な補助対象経費 都内宿泊施設において、感染症の拡大防止のために行う非接触型サービスの導入費用や感染症防止策に係る費用

(導入事例) 自動チェックイン機、非接触体温計、サーモグラフィカメラの導入
フロントの仕切板、消毒液自動噴霧器 等

②補助率・補助限度額 補助対象経費の2/3以内(補助限度額: 1施設あたり200万円)

③補助事業実施期間 交付決定日から令和3年2月15日(月)まで

※令和2年5月14日以降で交付決定前に着手した事業も実施の確認ができれば対象とすることができます。

3 申請期間 令和2年12月28日(月)まで(消印有効)

※ただし、募集期間中であっても、補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

4 申請先等 (公財) 東京観光財団地域振興部観光インフラ整備課宿泊事業者向け緊急支援担当
〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6日新ビル5階